

年金生活者支援給付金支給業務 市町村事務取扱交付金の概要



四国厚生支局
年金管理課

令和6年4月

目次

1. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の
対象となる事務・・・・・・・・・・ 3
2. 年度における年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金
スケジュール・・・・・・・・・・ 7
3. 交付決定額の決め方・・・・・・・・・・ 9
4. 交付決定の考え方・・・・・・・・・・ 10
- 5-1. 算定額の算定方法 「法定受託事務」・・・・・・・・・・ 11
- 5-2. 算定額の算定方法 「協力・連携事務」・・・・・・・・・・ 12
6. 四国厚生支局年金管理課からのお願い・・・・・・・・・・ 13

1. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の対象となる事務

「概要」

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の対象となる事務は、以下の2つです。

(ア) 法定受託に係る事務(法定受託事務)

法律により国に費用負担が定められているもの

(イ) 協力・連携に係る事務(協力・連携事務)

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱により国に費用負担が定められているもの

(ア) 法定受託事務について

【対象市町村】

法律又は法律に基づく政令の規定により、市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要となる経費については、国が負担することが定められていることから、すべての市町村が交付対象。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律第27条)

【事務の種類】

【事務の内容】

①政令1号事務

年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の第1号イ、ロ、ハに定められている事務。

- ・認定請求書の受理 等

②政令2号事務

年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の第2号に定められている事務。

- ・受給資格者に関する所得情報の提供 等

※法定受託事務の主な事務の内容の詳細については、5ページを参照。

法定受託事務の主な内容

注) 市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿(戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

事務の内容	根拠条文
1. 第1号被保険者期間のみを有する者の老齢給付金及び補足的老齢給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。	【法5・12】 【令15①一・16・17】 【則64】
2. 第1号被保険者期間中に初診日のある障害基礎年金等に係る障害給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。	【法17】 【令15①二・16・17】 【則64】
3. 第1号被保険者期間及び第3号被保険者期間に初診日がある傷病に係る障害基礎年金等(※)に係る障害給付金の未支払分の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。	【法19】 【令15①三・16・17】 【則64】
4. 第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金(※)に係る遺族給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。	【法22】 【令15①四・16・17】 【則64】
5. 遺族基礎年金(※)を受給している者に係る遺族給付金の未支払分の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。	【法24】 【令15①五・16・17】 【則64】
6. 第1号被保険者期間並びに第3号被保険者期間に初診日がある傷病に係る障害基礎年金等(※)に係る障害給付金及び第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金(※)に係る遺族給付金に係る法第35条の規定による届出又は書類その他の物件の提出の受理及び当該届出等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること(7に該当するものを除く)。	【法35】 【令15①六・16・17】 【則64】
7. 法第35条第1項の規定による届出等であって、同項に規定する給付金受給者又は給付金受給者の属する世帯の世帯主等の収入の状況に係るものの受理及び当該届出等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。	【法35】 【令15①七・16・17】 【則64】
8. 厚生労働大臣からの求めに応じて、給付金受給資格者又は給付金受給資格者の属する世帯の世帯主等の収入の状況に関して必要な情報の提供を行うこと。	【法39・40】

(※)障害基礎年金又は遺族基礎年金については、それぞれ障害厚生年金又は遺族厚生年金と同時に発生する場合を除く。

法＝年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)

令＝年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令(平成三十年政令第三百六十四号)

則＝年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則(平成三十年厚生労働省令第百五十一号)

協力連携事務の内容

項目	内容	単価
広報誌への掲載	制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載	実費
給付金の制度・手続に関する相談	給付金の制度・手続に関する来訪・電話・文書による相談	460円
各種情報提供	法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回付	35円
	支給要件を勘案した上で、市町村が独自に行う認定請求の勧奨	実費
	上記の項目に基づく情報提供以外に日本年金機構との合意により行われる情報提供	115円
	情報提供等に必要なシステム開発等	実費
その他地域の実情を踏まえた協力・連携	厚生労働大臣が別に定める額	

2. 年度における年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金スケジュール

第1四半期
(4.5.6月)

第2四半期
(7.8.9月)

第3四半期
(10.11.12月)

第4四半期
(1.2.3月)

※黄色塗りは、市町村から厚生(支)局等への作業等を指す。
※白塗りは、厚生(支)局等から市町村への作業等を指す。

当年度分の事務

交付事務取扱通知

支出見込額報告書等の提出
(ア)

交付金に係る政省令改正

交付要綱の取扱に係る通知

交付申請(イ)

交付決定

支払

前年度分の事務

市町村決算事務等資料の
ホームページ掲載

前年度の
決算書類提出
(ウ)

前年度の
決算審査
(7~9月)

前年度の
決算実地審査
(10~11月)

前年度交付金の返還
(3月頃)

(ア) 支出見込額報告書等の提出

当年度の事務に要する経費について4月から11月までの支出済額と12月から3月までの支出見込額を支出見込額報告書で報告する。

併せて、当年度の協力・連携事務の算定額の算定に必要な件数等について、協力・連携算定基礎表で報告する。

(イ) 交付申請

(ア)で報告した数値と日本年金機構から市町村に提供される基礎数値等をもとに交付申請書を作成し、提出する。

(ウ) 前年度の決算書類提出

前年度の年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の執行状況及び決算額の審査を受けるため、当年度の第2四半期に決算書類を提出する。

3. 交付決定額の決め方

「概要」

法定受託事務に係る事務費交付金は、政令に基づき認定請求書の受理件数と受給資格者に関する所得情報提供件数からそれぞれ算出された額(以下「算定額」という。)の合計額と当該事務を行う上で現に要した額(以下「現要額」という。)を比較していずれか低い方の額が交付決定額となる。

協力・連携事務に係る事務費交付金は、「年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金協力・連携算定基礎表」により算出された額を算定額とし、現要額と比較していずれか低い方の額に厚生労働大臣が別に定める率を乗じた額が交付決定額となる。

① 「法定受託事務」に係る交付決定額

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令」により算出された算定額(※)と、現要額(※)を比較していずれか低い方の額。
※政令1号に定める事務と政令2号に定める事務の合計

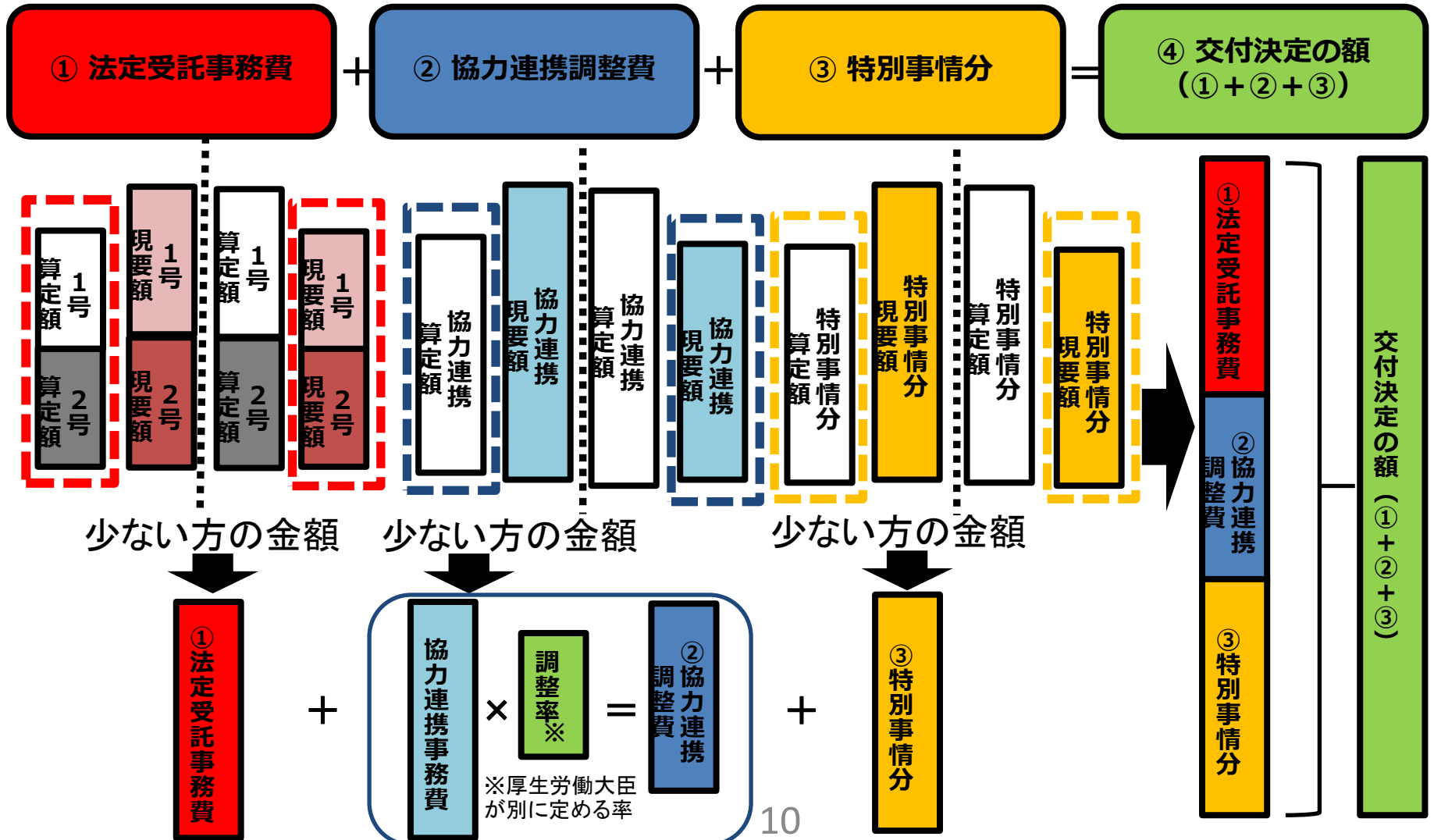
② 「協力・連携事務」に係る交付決定額

協力・連携算定基礎表により算出された算定額と、現要額を比較していずれか低い方の額に厚生労働大臣が別に定める率を乗じた額。

4. 交付決定の考え方（現要額と算定額の比較）

法定受託事務と協力・連携事務のそれぞれについて、「現に要した額（現要額）」と事務費政令、交付要綱等を基に算出した「算定額」とを比較し、それぞれ少ない方の金額（※）の合計した額を交付する。

（※）協力連携事務費及び特別事情分は、予算の範囲内での交付となる。



5-1. 算定額の算定方法「法定受託事務」

政令1号

政令2号

基準単価

×

補正值

×

認定請求受理件数

+

基準単価

×

所得情報提供件数

政令で決定

政令で決定

= 地域差 + 寒冷度 + 1



一般職の職員の給与
に関する法律第11
条の3第2項



国民年金事務費交付
金の算定に関する省
令別表(3)

前年度の1月1日から当年度の
12月31日までの間に受
理した政令第1号イ、ロ、ハ
に定める認定請求書の件数

前年度の1月1日から当年度の
12月31日までの間に法第3
6条第1項の規定する年金生活
者支援給付金受給資格者に係る
法第39条の規定による情報の
提供を行った件数

5-2. 算定額の算定方法「協力・連携事務」

「協力・連携事務」（交付要綱）

協力・連携事務費については、給付金の制度・手続に関する相談件数や各種情報提供件数などの実績に基づいて算出された金額が算定額となる。（年明けに提出いただく「年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金協力・連携算定基礎表」により算定）

協力件数が多ければ、その分算定額も高く算出される。

＜令和5年度 協力・連携算定基礎表における単価＞

- | | |
|--|---------------|
| ・ 制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載・・・・・・・・・・・・・・・・ | 実費 |
| ・ 給付金の制度・手続に関する来訪・電話・文書による相談・・・・・・・・1件 | 460円 |
| ・ 法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回付・・・・・・・・・・1件 | 35円 |
| ・ 支給要件を勘案した上で、市町村が独自に行う、認定請求の勧奨・・・・ | 実費 |
| ・ 上記の項目に基づく情報提供以外に日本年金機構との合意により
行われる情報提供 1件 | 115円 |
| ・ 情報提供等に必要なシステム開発等・・・・・・・・・・・・・・・・ | 実費 |
| ・ その他地域の実情を踏まえた協力・連携・・・・・・・・・・・・ | 厚生労働大臣が別に定める額 |

6. 四国厚生支局 年金管理課からのお願い

①. 年金生活者支援給付金関係書類受付処理簿について

年金生活者支援給付金市町村事務処理基準において、年金生活者支援給付金関係書類受付処理簿（受付処理簿）を備えることが明記されています。受付処理簿を作成されていない市町村があれば、必ず作成するようにしてください。

②. 市町村との協力・連携算定基礎表の作成について

ア. 「年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談」について

当該欄のなかで相談件数（来訪相談、電話相談、文書相談）を記入して頂くこととなりますが、件数の根拠となる資料の作成をお願いします。（協力・連携算定基礎表の参考資料として提出をお願いすることがあります。）

イ. 「広報記事の広報誌への掲載」の金額の計上について

計上する際の按分については、目視ではなく面積比等により正確に按分してください。また、広告収入のある市町村については、支出額から広告収入を適切に控除し、金額を算出してください。

③. 通知について

厚生労働省年金局の通知は、交付金に係る通知を除き、調査・照会(一斉調査)システムへの掲載をもって発信することとされましたので、ご注意願います。

なお、交付金に係る通知等は引き続きご登録いただいているメールアドレスに送信しますので、担当者やメールアドレスに変更があった場合には、担当者登録票（毎年、年度末に送付）にて随時お知らせください。

④. 報告される際の入念な確認のお願いについて

市町村からいただいた各種報告については、例年、数値誤り等による差替えが非常に多くなっております。そのため、当支局へ報告する前には、報告内容の入念な確認をお願いします。

また、例年、支出見込額報告書及び決算報告書内で使用する従事割合について、前年度と同じ割合を漫然と使用している市町村が見受けられ、特に年金生活者支援給付金関係事務において、実際の事務量（事務に要した時間）よりも過大に設定している市町村もあるため、年度ごとに改めて従事割合を検討していただくようお願いします。